

**第123回愛知学院大学モーニングセミナー**

**「徳川家康没後400年！」  
～徳川家康と御三家～**



**徳川美術館 学芸員  
原 史彦**



**2016年6月14日**

# 御三家とは？

尾張徳川家



61万9500石 居城:名古屋城

藩祖:徳川義直(家康9男)

紀伊徳川家



55万5000石 居城:和歌山城

藩祖:徳川頼宣(家康10男)

水戸徳川家



35万石 居城:水戸城

藩祖:徳川頼房(家康11男)



# 御三家の汎用

- ★芸能界 橋幸夫・舟木一夫・西郷輝彦(元祖御三家)  
西城秀樹・郷ひろみ・野口五郎(新御三家)
- ★教育界 開成中学・麻布中学・武蔵中学(中学受験御三家)  
駿台予備学校・河合塾・代々木ゼミナール  
(予備校御三家)
- ★実業界 トヨタ・日産・ホンダ(自動車御三家)  
トヨタ・JR東海・中部電力(名古屋御三家)  
スカイラーク・デニーズ・ロイヤルホスト  
(ファミレス御三家)  
パナソニック・シャープ・ソニー(家電御三家)

# 御三家のみが名門か？

- ・越前家 **67万石**（後、50→52.5→47.5→25→30万石） 居城：福井城  
藩祖：結城秀康 正三位権中納言  
二代：松平忠直 従三位参議兼左近衛権少将  
[元和9年（1623）配流]  
三代：松平忠昌 正四位下参議
- ・越後家 **26万3000石** 居城：高田城  
藩祖：松平光長 従三位右近衛中将  
[延宝3年（1675）改易]
- ・駿河家 **50万石** 居城：駿府城  
藩祖：松平忠長（秀忠2男） 従二位権大納言  
[寛永9年（1632）改易・翌年自刃]
- ・甲府家 **25万石**（後、35万石） 居城：甲府城  
藩祖：徳川綱重（家光3男） 正三位参議  
二代：徳川綱豊（綱重長男） 正三位権中納言  
→将軍家嫡子（後の6代将軍家宣）  
[宝永元年（1704）廃藩]
- ・館林家 **25万石** 居城：館林城  
藩祖：徳川綱吉（家光4男） 正三位参議  
→5代将軍 [天和3年（1683）廃藩]

# 寛永3年(1626)の格式

- 1 尾張家初代義直 27歳  
名古屋62万9500石 従二位権大納言
- 2 紀伊家初代頼宣 25歳  
和歌山55万5000石 従二位権大納言
- 3 駿河家初代忠長 21歳  
駿府50万石 従二位権大納言
- 4 水戸家初代頼房 24歳  
水戸28万石 従三位権中納言(翌年、正三位権中納言)

# 寛文7年(1667)の格式

- 1 尾張家2代光友 43歳  
名古屋61万9500石 正三位権中納言
- 2 紀伊家2代光貞 42歳  
和歌山55万5000石 正三位権中納言
- 3 甲府家初代綱重 24歳 甲府25万石 正三位参議
- 4 館林家初代綱吉 22歳 館林25万石 正三位参議
- 5 水戸家2代光圀 40歳 水戸28万石 従三位参議
- 6 越後家初代光長 53歳 高田26.3万石 従三位右近衛権中将

# 元禄6年(1693)4月の格式

- 1 紀伊家2代光貞 58歳  
和歌山55万5000石 従二位権大納言
- 2 甲府家2代綱豊 32歳 甲府35万石 正三位権中納言
- 3 尾張家3代綱誠 42歳  
名古屋61万9500石 従三位参議兼右近衛権中将  
(同年12月 正三位権中納言)
- 4 水戸家3代綱条 38歳 水戸28万石  
正四下右近衛権中将(同年12月 従三位参議)

# 「公武法制」 伝徳川家康作

## 江戸時代 17～18世紀 紀伊徳川家伝来

一 尾州大納言義直 紀州大納言頼宣兩人 將軍ト三家ニ可相定  
是將軍萬一傍若無人ノ振舞ヲ致シ 國中ノ民可及愁時ハ 右兩家  
ヨリ相代リ可申 然ハ天下政道ニ掛申候 依之 国役相除 官職從三  
位ヲ賜リ 尾州六十二歳大納言ヲ賜 紀州六十六歳大納言ヲ賜  
ルヘク候 國中諸侯將軍ニ准シ可致尊敬 第十二ノ事

(中略)

一 水戸宰相頼房副將可賜免許候 其所謂將軍国政邪成時ハ  
老中役人令評定 水戸家ヨリ差図ヲ以 尾州紀州兩家ヲ見立 將  
軍相續可奏聞候 萬一兩家不應其任時ハ イツレ諸侯ノ内天下  
治鎮可致器量奏聞候 直奏ハ水戸家ニ可限 第十四ノ事

# 「御三家」の定着

- ・当初は、将軍家・尾張家・紀伊家をもって御三家とする認識だった可能性がある。
- ・水戸家は絶えず格下扱い。駿河家・甲府家・館林家より下位となる例が頻出。
- ・水戸家が「御三家」に定着するのは、甲府家廃絶の宝永元年(1704)以降か？水戸家2代光圀(1628～1700)は、「御三家」という意識を持っていなかった可能性が高い。

# 大名家の分類 出自(その1)

従来

- ・親藩 徳川家の親族大名
- ・譜代 関ヶ原合戦以前に徳川家に臣従した大名
- ・外様 関ヶ原合戦以後に徳川家に臣従した大名

\* 「親藩」は主に御三家を差す言葉

\* 親族(松平一族)でも大半は譜代

\* 関ヶ原合戦以前に臣従しても「外様」扱いの大名  
苗木藩遠山家・出石藩仙石家

\* 関ヶ原合戦以後に臣従しても「譜代」扱いの大名  
願譜代(龍野藩脇坂家等)・宮津藩本庄家など

# 大名家の分類 出自(その2)

- \* 「親藩」ではなく、強いて言えば「家門」もしくは「一門」
- \* 家門の定義  
強いて言うならば、家康以降に将軍家、もしくは御三家・越前家より直接分家した家。  
御三家の分家：連枝  
例外：鷹司松平家(吉井藩) 3代将軍家光正室の実家
- \* 御三卿は「大名」ではなく、将軍家の賄い(親族)扱い。

# 特異な家 御三卿

- \* 石高は10万石格。但し「賄領」のため、領地に城は無し。所領は主に関東・畿内に分散。
- \* 当主は江戸城内の屋敷に居住。
- \* 上級家臣は幕府旗本からの派遣。付人・付切・抱入の区分があり、付人は御三卿家臣の後に幕職に戻ることもある。
- \* 将軍家の2男以下の養子先が見つかるまでの臨時の家。  
当主自身が養子に出る例 田安家4代齊莊→尾張家  
当主不在(明屋形)となる例
- \* 一橋家より11代将軍家斉を出したことで、一橋家が別格扱いとなる。 2代治済 従一位准大臣(御三家より上位)

# 願譜代

\* 外様より譜代扱いとなった大名。江戸城中の殿中席が「帝鑑間」(譜代席)となった大名。

- ・龍野藩脇坂家 明暦3年(1657)帝鑑間伺候
- ・相馬藩中村家 万治2年(1659)帝鑑間伺候
- ・諏訪藩高島家 寛文6年(1666)「御譜代」の記事有り
- ・水口藩加藤家 天和3年(1683)詰衆、正徳2年(1712)帝鑑間伺候
- ・三春藩秋田家 貞享元年(1684)帝鑑間伺候
- ・新庄藩戸沢家 宝永6年(1709)譜代席の記事有り
- ・丸岡藩有馬家 正徳元年(1711)帝鑑間伺候

# 大名家区分の基本 殿中席

- ・大廊下上之部屋：御三家
- ・大廊下下之部屋：将軍家縁の大名
- ・大広間：外様四位以上・家門官位特格家（初官に五位が無い家）の一部
- ・溜の間：譜代で政治諮問に与る大名
- ・帝鑑の間：譜代・家門大名中、五節句・月次出仕の大名
- ・雁の間：譜代城持で半役人（幕府役職者に準じ毎日登城）の大名
- ・柳の間：外様五位の大名
- ・菊の間縁類：譜代無城で半役人の大名

# 大名家区分の基本 領地

## ・国持大名

### \* 一国一円領有(12家)

- ・金沢藩前田家 ・鹿児島藩島津家 ・萩藩毛利家
- ・鳥取藩池田家 ・岡山藩池田家 ・徳島藩蜂須賀家
- ・福岡藩黒田家 ・広島藩浅野家 ・高知藩山内家
- ・対馬藩宗家[柳川一件(寛永12年・1635)以降格下] ・津藩藤堂家
- ・松江藩松平家

### \* 大身国持(8家)

- ・仙台藩伊達家 ・熊本藩細川家 ・佐賀藩鍋島家
- ・久留米藩有馬家 ・久保田藩佐竹家 ・米沢藩上杉家
- ・福井藩松平家 ・大和郡山藩柳沢家[元文3年(1738)除外]

### \* 准国持(3家)

- ・宇和島藩伊達家 ・柳河藩立花家 ・二本松藩丹羽家

# 大名家区分の基本 城の有無

城主(城持) 幕末271家中170家(城主格含)

- \* 老中・所司代・大坂城代就任は城主のみ。老中は2.5万石以上
- \* 城主で若年寄就任の際は、無城の前任より上席。
- \* 殿中席での拝謁順は、無城より上位。同席同禄の場合は家督順。
- \* 江戸城登城の場合、城主は下乗まで乗輿、無城は下馬まで。
- \* 国許を「居城」と称し、城門・枳形建設を認可される。無城は「居所」「陣屋」などの特権がある。

城主格・・・城主と同待遇。但し、国許に城を持たない。

無城 幕末271家中101家。

# 大名官位官職の基本 その1

- \* 公家の官位と武家の官位は別。
- \* 武家の官位は幕府の推挙による。慶長11年(1606)より。
- \* 「禁中并公家中諸法度」[慶長20年(1615)]により、武家官位は員外官とする。
- \* 徳川将軍が任じた官位官職を、幕府から朝廷へ申請し、天皇の勅許をもって正式に任官。
- \* 律令制による官位・官職相当表とは別の体系。
- \* 一般大名は「従五位下」。
- \* 昇進は「四位」までが一般的。「三位」以上は御三家に限る。
- \* 「〇〇守」は官職ではなく、名乗扱い。ゆえに複数名存在。  
大国・上国・中国・下国の格差無し。

# 大名官位官職の基本 その2

## 名乗り制限

- \* 同姓同名の禁止。例：大岡家が越前守を名乗れば他の大岡家は越前守を名乗れない。
- \* 独占官名の存在。
- \* 忌避官名の存在。例：親王任国（上野・常陸・上総）の「守」  
親王が名義的に「守」となる3カ国。臣下が就ける最高職は「介」。よって親王任国の「介」は、  
大国の「守」と同格。

他者を呼ぶ場合、諱（忌名）を呼ぶことはしない。

例：大岡越前守忠相を呼ぶ場合 「大岡様（殿）」「越前守様（殿）」「越前様（殿）」、目上からは「大岡」「越前守」「越前」。「忠相」使用は本人のみ。